

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

金 沢 市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	13
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	13
2	市が主体的に行う取組	13
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	14
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	14
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
1	地域計画推進事業に関する事項	17
2	農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項	18
3	受託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項	20
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業に関する事項	21
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	21
6	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業に関する事項	22
第6	農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	24
第7	その他	25

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 金沢市の農業をめぐる状況と目指すべき基本的方向

金沢市（以下「市」という。）は、石川県のほぼ中央に位置し、市内には犀川、浅野川、森下川等が貫流している。

これらの河川を水源とした豊富な水により、古くから米の生産が盛んであった。市の農業地域は、水稻作を主とする平坦地域、海岸線一体に広がる砂丘地園芸地域、山間山麓地域及び河北潟畑作地域に大別され、水稻を基幹作物としながらも野菜、果樹、花き等多様な農業生産が行われている。

しかし、昭和30年以後の経済の高度成長に伴い、農業経営は、農業機械及び化学肥料の普及等による土地利用型作物の労働時間の軽減、非農家の就農機会の増加、土地需要の増加による農地の資産保有的な意識の変化、他産業との所得格差の拡大等により兼業化が進んできた。

さらに、農家における青壮年者の農外就業の増加のため、担い手の高齢化や後継者の減少が進んでいる。特に、中山間地域等においては、過疎化、高齢化が著しく、担い手不足による農地の遊休化が進み、地域の農業振興を図るうえで障害となり、また、多面的機能の維持が困難になるおそれがある。

このような状況に対処するためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和15年を目処とした将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要である。

このため市は、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、農地所有適格法人等）に対する農用地の利用集積やこれら農業者の経営管理の合理化を支援するとともに、増加傾向にある遊休農地については、今後、遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図り遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、認定農業者の育成や消費者等のニーズを踏まえた戦略的な生産や販売による地域ブランド化の取組み等農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、市農業の健全な発展を図るものとする。

2 効率的かつ安定的な農業経営に関する目標

市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者の所得及び労働時間に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり概ね380万円（中山間地域概ね300万円）、以下「目標農業所得」という。）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を実現できる企業的経営体を育成し、また、これらの経営が、市農業生産の相当分を担う農業構造の確立を目標とする。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

市の平成29年から令和3年の5年間における新規就農者数は111人で、年間20人から30人前後で推移しており、このうち新規青年就農者は、10人から20人前後を占めている。

農業従事者の高齢化等により担い手が減少する中で、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このような状況を踏まえ、市では、就農する意欲のある者を対象にした「金沢農業大学校」の開校や農業センターの施設を整備・拡張し、野菜づくりの実習を中心とした研修を行ってきた。

また、金沢農業大学校、いしかわ耕稼塾等の関係機関と連携し、修了生及び農業参入を希望する企業等の農業への積極的参入を促進している。

今後、さらに多くの青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、令和5年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標や、石川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標120人を踏まえ、市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で5法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、金沢農業大学校の研修内容の充実や市農業センター、農業協同組合等による重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

4 担い手育成・確保に関する基本的考え方

(1) 認定農業者制度の推進

ア 本市においては、このような企業的経営体を目指す農業者を認定農業者として積極的に認定し、当該農業者の経営改善の取組を関係機関・団体と連携して支援する。

ただし、具体的な認定にあたっては、平坦地域と中山間地域との所得格差や近年の米を中心とした農産物価格の低迷、生産資材の高騰等を踏まえ、農業者が作成する農業経営改善計画が目標農業所得を確保できる内容になっていなくても、一定の農業所得を確保する内容となっており、かつ計画期間の終了後も目標農業所得の確保に向けて引き続き経営改善に取り組むと見込まれるときは、総合的な判断により、企業的経営体を目指すものとして認定できるものとする。

イ 認定農業者制度の適切な運用を図るために、関係機関・団体との連携を強化し、次の事項の取組を行う。

(ア) 地域農業を中心的に担うことが期待される中核的農家等の農業者に対して、認定農業者制度の内容や支援措置等を周知するとともに、認定農業者となるよう働きかけ、農業経営改善計画の作成を指導する。

(イ) 経営体としての体制が整った認定農業者については、農業法人への誘導を図る。また、農業経営改善計画の期間が終了する認定農業者については、計画の実践結果を点検し、一層の経営改善や農業所得の確保を目指した新たな経営改善計画の作成を指導する。

(ウ) 家族経営協定が締結されている経営体については、経営の発展方向等において必要な場合は、女性農業者や農業後継者等との経営改善計画の共同申請を指導する。

(エ) 農業経営改善計画を作成する農業者が高齢である場合は、後継者の確保や効率的な集落営農への移行等、経営の継承・発展の方向をできるだけ明らかにするよう指導する。

(オ) 経営改善への取組がみられない認定農業者については、経営改善に取り組むよう適切な指導・助言を行う。

また、認定にあたっては、指導・助言にもかかわらず、長期にわたって経営改善に取り組まないときは、やむを得ない事情がある場合を除き、認定を取り消すことについて、予め当該農業者に知らせておくものとする。

(カ) 認定農業者の認定及び認定の取消しに当たっては、認定審査会において客観的な意見の聴取に努める。

(キ) 認定農業者の経営状況を定期的に把握する。

(2) 集落営農の育成方針

中山間地域等条件不利地域などで小規模な兼業農家や土地持ち非農家が多く存在し、認定農業者・認定新規就農者の育成・確保が困難な地域においては、集落の話し合いを基に、お互いが助け合い、兼業農家や高齢農家等が参画できる集落営農組織の組織化を推進する。

また、こうした組織の育成に当たっては、地域及び営農の実態に合わせた組織整備や農地の集積・集約化による経営の効率化を図るなど、集落営農組織の発展段階に応じた支援を行い、積極的に法人化への誘導を図り、担い手として育成する。

なお、これらの集落営農組織の組織化推進に当たっては、周辺において営農を展開している担い手との土地利用の調整に十分配慮するものとする。

5 担い手育成・確保に関する支援対策の方向

(1) 土地利用型農業については、地域における話し合いを基本に、地域の実情に応じた農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用による利用権の設定等の促進及び農作業受託の促進を図り、認定農業者及び中核農家の規模拡大を促進する。

また、これらの農地の流動化に関しては、農地の効率的利用を図るために、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努めることとし、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、担い手への農地集積・集約化を図る。

(2) 園芸等の集約的な農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成を促進する。あわせて、土地利用型農業の生産性向上を図るため、圃場の集団化及び大区画化、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化、地域及び営農の実体等に応じた生産組織の育成等により、その経営の効率化を推進し、経営体としての体制が整ったものについては、法人化へ誘導する。

(3) これらの経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢者農家、土地持ち非農家との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力していく体制を確立し、農村の健全なコミュニティの発展を図る。

(4) 遊休農地の発生防止と解消を図るため、農業委員会による農地利用の指導・斡旋や所有農家への勧告等を通じて、認定農業者等による活用を促進する。

(5) これらの対策を農業者・地域の自発的な取り組みに基づいて推進するため、関係機関・団体と連携した支援チームを編成し、適切な助言や指導を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(1)に示したような目標農業所得及び第1の3の(2)のアで示した一定の農業所得（主たる従事者1人当たり、平坦地域概ね380万円、中山間地域概ね300万円）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営の指標を、本市の主な営農類型ごとについて示すと次のとおりである。

1 個別経営体

(1) 平坦地域

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
土地利用型 [対象地域] 主として 平坦地域	水稲 17.0ha 麦 8.0ha 大豆 8.0ha	[資本装備] ・トラクター(45PS) 1台 ・田植機(乗用8条) 1台 ・コンバイン(4条) 1台 ・汎用コンバイン 1台 ・稲・麦・大豆播種機 ・トラック(2t) 1台 [労働力] ・主たる従事者 2人 [主要技術等] (水稲) 品質向上技術の徹底 (播種量、移植時期、水管理、 基幹防除等)、高度施肥管理 技術 (麦・大豆) 集団的土地利用、適期 播種・追肥、排水対策の徹 底、機械の共同利用、耕起・ 施肥・播種同時作業技術	パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 高性能機械装備による労働力の 低減 家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
露地野菜 [対象地域] 主として 平坦地域	スイカ 2.0ha ダイコン 1.4ha 甘藷 2.5ha	<p>[資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(41PS) 1台 ・ロータリ (200cm) 1台 ・自走運搬車(500kg) 1台 ・動力噴霧器(500L) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・かんしょ収穫機 1台 ・スプリンクラー一式 ・育苗温室 150坪 ・ビニールハウス 5.4m×40m 6棟 ・だいこん洗浄機 1台 <p>[労働力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 3人 <p>[主要技術等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作型分化による労力分散 ・ウイルスフリー苗利用による甘藷の生産安定 	<p>パソコン活用による経営管理</p> <p>複式簿記記帳</p> <p>高性能機械装備による労働力の低減</p> <p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制</p>
施設野菜 [対象地域] 主として 平坦地域	半促成キュウリ 0.6ha 抑制トマト 0.6ha	<p>[資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(20PS) 1台 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 ・育苗ハウス 5.4m×24m 3棟 ・栽培ハウス 5.4m×24m 45棟 <p>[労働力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 <p>[主要技術等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土づくりや接ぎ木による連作障害の回避 ・高温期の遮光栽培によるトマトの高位安定生産 	<p>パソコン活用による経営管理</p> <p>複式簿記記帳</p> <p>高性能機械装備による労働力の低減</p> <p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
れんこん専作 [対象地域] 主として 平坦地域	れんこん 1.0ha	[資本装備] ・エンジンポンプ1台 ・軽トラック1台 ・動力噴霧機1台 ・管理機1台 [労働力] ・主たる従事者 1人 [主要技術等] ・れんこん褐色腐敗病の発生防止 等による高品質安定生産	複式簿記記帳による経営管理 家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制
花き専作 [対象地域] 主として 平坦地域	小ギク 0.65ha 中輪ギク 0.25ha 花木 0.2ha	[資本装備] ・トラクター(26PS)1台 ・軽トラック1台 ・管理機1台 ・動力噴霧器1台 [労働力] ・主たる従事者 1人 [主要技術等] (小菊・中輪) 6～11月出荷 冬至芽及び挿し芽 (花木) 水田利用、施設内促成	複式簿記記帳 パート雇用の確保 家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制
果樹専作 [対象地域] 主として 平坦地域	梨 150a 新水 10a 幸水 70a 加賀しずく 20a 豊水 20a あきづき 30a	[資本装備] ・果樹棚 150a ・多目的ネット 150a ・防除機(600L)1台 ・開葯機1台 ・乗用草刈機1台 ・軽トラック1台 [労働力] ・主たる従事者 2人 [主要技術等] ・人工受粉 ・無袋栽培 ・「幸水」早期出荷技術 ・共販 80%、直売 20%	パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 臨時雇用労働力の確保 高性能機械の導入 家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制

(2) 中山間地域

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
<p>土地利用型</p> <p>「対象地域」 主として 中山間地域</p>	<p>水稲 10.0ha 金時草 0.3ha</p> <p>他に、水稲作 業受託 6.0ha</p>	<p>[資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(41PS) 1台 ・田植機(乗用5条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・管理機 1台 <p>[労働力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 <p>[主要技術等]</p> <p>(水稲) 品質向上技術の徹底 (播種量、移植時期、水管理、基幹防除等)、高度施肥管理技術</p> <p>(金時草) ウイルスフリー苗利用による金時草の生産安定</p>	<p>パソコン活用による経営管理</p> <p>複式簿記記帳</p> <p>高性能機械装備による労働力の低減</p> <p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制</p>
<p>しいたけ専作</p> <p>「対象地域」 主として 中山間地域</p>	<p>菌床 20,000玉</p>	<p>[資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生ハウス 1,000㎡ ・保冷库 1台 ・自動散水施設 一式 ・暖房機 1台 <p>[労働力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 <p>[主要技術等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培期間 7か月 ・年間 1.7回転 ・菌床購入 	<p>複式簿記記帳による経営管理</p> <p>パート雇用の確保</p> <p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制</p>

2 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
集落ぐるみ型 [対象地域] 主として 平坦地域	水稲 17ha 麦 8ha 大豆 8ha	[資本装備] ・作業場 1棟 ・トラクター(45PS) 2台 ・田植機(乗用8条) 2台 ・コンバイン(4条) 2台 ・汎用コンバイン 1台 ・稲・麦・大豆播種機 [労働力] ・主たる従事者 2人 [主要技術等] ・乾燥調整はライスセンターへ委託 (水稲) 品質向上技術の徹底 (播種量、移植時期、水管理、基幹防除等)、高度施肥管理技術 (麦・大豆) 集团的土地利用、適期播種・追肥、排水対策の徹底、機械の共同利用、耕起・施肥・播種同時作業技術	高性能機械体型 生産組織による農機具の共同利用 オペレーターの育成 パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳
集落ぐるみ型 [対象地域] 主として 中山間地域	水稲 15ha 露地野菜 3.3ha	[資本装備] ・作業場 1棟 ・トラクター(30PS) 1台 ・田植機(乗用6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・管理機 1台 ・移植機 1台 [労働力] ・主たる従事者 2人 [主要技術等] ・乾燥調整はライスセンターへ委託 (水稲) 品質向上技術の徹底 (播種量、移植時期、水管理、基幹防除等)、高度施肥管理技術	高性能機械体型 生産組織による農機具の共同利用 オペレーターの育成 パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示したような目標農業所得（主たる従事者1人あたり250万円程度）を可能とする農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
土地利用型 [対象地域] 主として 平坦地域	水稲 12.0ha 麦 4.0ha 大豆 4.0ha	[資本装備] ・トラクター(45PS) 1台 ・田植機(乗用6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 [労働力] ・主たる従事者 1人 [主要技術等] (水稲) 品質向上技術の徹底 (播種量、移植時期、水管理、 基幹防除等)、高度施肥管理 技術 (麦・大豆) 集团的土地利用、適期 播種・追肥、排水対策の徹底、 機械の共同利用、耕起・施 肥・播種同時作業技術	パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 高性能機械装備による労働力の 低減 家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
露地野菜 [対象地域] 主として 平坦地域	スイカ 0.7ha ダイコン 0.7ha 甘藷 0.6ha	<p>[資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(41PS) 1台 ・自走運搬車(500kg) 1台 ・動力噴霧器(500L) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・スプリンクラー 一式 ・ビニールハウス 5.4m×40m 4棟 ・だいこん洗浄機 1台 <p>[労働力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 <p>[主要技術等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作型分化による労力分散 ・ウイルスフリー苗利用による甘藷の生産安定 	<p>パソコン活用による経営管理</p> <p>複式簿記記帳</p> <p>高性能機械装備による労働力の低減</p> <p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制</p>
露地野菜 [対象地域] 市内全域	夏秋ネギ 0.2ha 秋冬ネギ 0.4ha ナス 0.1ha	<p>[資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(25PS) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・ネギ皮むき機 1台 <p>[労働力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 <p>[主要技術等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質管理の徹底 (水管理、基幹防除、整枝、施肥管理 等) ・ナスの共同販売 	<p>パソコン活用による経営管理</p> <p>複式簿記記帳</p> <p>高性能機械装備による労働力の低減</p> <p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
施設野菜 [対象地域] 市内全域	半促成キュウリ 0.4ha 抑制トマト 0.4ha	[資本装備] ・トラクター(20PS) 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 ・栽培ハウス 5.4m×24m 30棟 [労働力] ・主たる従事者 1人 [主要技術等] ・土づくりや接ぎ木による連作障害の回避 ・高温期の遮光栽培によるトマトの高位安定生産	パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 高性能機械装備による労働力の低減 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制
れんこん 専作 [対象地域] 主として 平坦地域	れんこん 0.6ha	[資本装備] ・エンジンポンプ 一式 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 ・管理機 1台 [労働力] ・主たる従事者 1人 [主要技術等] ・れんこん褐色腐敗病の発生防止等による高品質安定生産	複式簿記記帳による経営管理 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の多種多様な優れた農産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者等の次世代の農業を担う人材や中小・家族経営等の多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、（公財）いしかわ農業総合支援機構、市農業センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談体制の充実に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ等の支援を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の様態等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者等農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、農業を担う者を幅広く確保するため、就農相談等を通じて、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供、借受可能な農地や空き家の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報、新規農業参入等に対する補助・融資等の支援制度に関する情報等の提供を行う。

金沢農業大学校、市農業センター等で栽培技術や農業経営に関する知識の習得、実践的な栽培技術研修を行うなど、技術習得のための支援を行うとともに、農業次世代人材投資資金、青年等就農資金等の支援策を積極的に活用し経営力を高め、定期的な巡回指導や情報提供を行い、確実な定着へと導く。

また、新たに農業経営を取組む青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、本構想に基づく青年等就農計画制度の推進を図る。

さらに、認定就農者が農業経営改善計画を達成できるよう、就農計画の実施状況を点検し、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については、（公財）いしかわ農業総合支援機構、技術や経営ノウハウの習得については、いしかわ耕稼塾等、就農後の営農指導等フォローアップについては、県央農林総合事務所や農業協同組合、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織と役割分担しながら各種取組を進める。

また、個々の集落（地域計画の作成区域）は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくりやコミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、農業委員会、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報について積極的に把握するとともに、就農等希望者とのマッチングを進める。

なお、経営の移譲を希望する農業者に対し、市内に就農等希望者がいない場合は、（公財）いしかわ農業総合支援機構に情報提供するとともに、（公財）いしかわ農業総合支援機構は、就農等希望者とマッチングを行い、市等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める割合の目標として示すと概ね次に掲げる程度とする。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積割合の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

項目	目標	目標年次
農用地の利用集積	担い手への集積 耕地面積の80%程度	令和15年度
担い手の育成	認定農業者数 260 経営体	
	集落営農組織（法人組織を除く） 39 組織	
	新規就農者数 200 人/10年間	

(注) 「農用地の利用集積」には、利用権の設定等を受けたもののほか、水稲においては基幹3作業（耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀）の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含む。

市は、地域計画の実現に向けて、県、農地中間管理機構、農業委員会等と連携して担い手に農用地を集積し、地域での話し合い等により分散錯圃を解消し、担い手への農用地の集約化を促進する。

また、農地中間管理事業の積極的な活用等により、活用農用地の面的集積について、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とし、農業経営の一層の効率化を図る。

なお、中山間地域や担い手が不足する地域では、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、地域全体で農用地の有効利用を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市内の担い手への農地利用集積率は約53%であり、今後、面的集積を図っていく必要がある。平坦地域及び中山間地域では、水稲を中心に野菜、果樹、花きの生産が行われ、砂丘地域では、園芸産地として野菜生産が盛んに行われている。

一方、河北潟地域では、大規模な区画で大豆、麦、水稲、れんこん、すいか等の生産が行われている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

担い手の高齢化や農業従事者が減少していることから、農地の遊休化が進むことが

危惧される。そのため、認定農業者や集落営農組織等の担い手へ利用集積を図るとともに、認定農業者、新規就農者及び集落営農組織等の担い手の育成・確保を推進する。

- (3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関等との連携
市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、石川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開等の特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- 1 地域計画推進事業
 - 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - 3 受託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
 - 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
 - 6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- 以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

- (1) 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

ア 地域計画推進事業

市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地区を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

イ 地域計画の区域の基準

これまでの人・農地プランの範囲を基に、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会や校区等の社会的条件等を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られると考えられる区域とする。

ウ 協議の場の設置方法

(ア) 協議の場の開催時期、参加者等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、市、農業委員、農地中間管理機構、農業協同組合、農地バンク、土地改良区、県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知する。

(イ) 協議すべき事項

- a 地域計画の区域
- b aの区域における農業の将来の在り方
- c aの区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域
- d その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

エ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、農地バンク、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又

は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規定の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告するものとする。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に、利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林総合事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等に対し指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 受託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置と連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等
 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組
 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づいて給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(1)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、次のとおり、従来にも増して積極的な取組を進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 就農希望者に対する情報提供

就農相談等を通じて、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供、借受可能な農地や空き家の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報な

どの提供を行う。

イ 技術習得のための支援に関する取組

金沢農業大学校等で栽培技術や農業経営に関する知識の習得、実践的な栽培技術研修を行うなど、技術習得のための支援を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、国の青年就農給付金、青年等就農資金等の支援策を積極的に活用し経営力を高めるとともに、定期的な巡回指導や情報提供を行い、確実な定着へと導く。

(3) 新たに農業経営を取組む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の普及

市は、新たに農業経営を営む青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、本構想に基づく青年等就農計画制度の推進を図る。

イ 認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。

さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう、計画的に誘導する。

6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤の促進を図るため、ライスセンター、育苗センター等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図り、かつ、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手の確保に努める。

イ 市は、水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水田作を通ずる望ましい経営の育成を図りながら、

ウ 市は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進指導體制等

ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農林総合事務所、農業共済組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を

樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

- (1) 市は、農地中間管理機構である（公財）いしかわ農業総合支援機構との密接な連携の下に、農地中間管理事業を積極的に実施する。
- (2) 農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業及び特例事業の実施に関し、農地中間管理機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年3月17日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

ただし、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の附則第5条に基づき農用地利用集積計画の作成を行う場合は、改正前の基本構想の規定により行うものとする。